

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会 會議録第二十三号

(三三三)

昭和二十四年五月十四日(土曜日)午前十時四十分開会

本日の会議に付した事件

○兒童福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員(坂本重蔵君) これより委員会を開会いたします。日程の順序に従いまして兒童福祉法の一部を改正する法律案の審議を進めます。質疑を続行いたします。

○山下鶴信君 前回に引続いて質疑をお許しを願いたいと存じます。今回兒童福祉法の施設の中で療育施設の中から特に盲ろうあ児施設を特に別にしてありますが、極めて時宜に適合したと思ひますが、盲ろうあ児の実態に關する調査はどういうふうになつておりますか。つまり盲ろうあ児の現在の数、或いはそれらの施設の數、そういうものはどういふふうになつておりますか。これは資料が頂ければ資料を頂いてもよろしいのです。但し会期中に間に合うように提出して頂かなければ、ここで質疑をしなければならぬことになると思います。

○政府委員(小島徳雄君) 盲ろうあ児の數は分つておりますから、大体近く資料として提出したいと思ひます。施設の數は御承知の通り非常に少うございまして、現在といたしましては殆んどあるかなきかということでござい

○中平常太郎君 大分質問も減つて参

りましたのでありますが、一つここにお尋ねしたいのですが、兒童公園その他の兒童厚生施設のことなんでしょうが、今度の修正案におきまして、そういう意味の含まれております兒童の福祉を因るために、(藝能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販賣する者等に對し、必要な勧告をすることができ

る。)というふうになつて大變進化した文字が出ておりますが、これは先般本員からお尋ねしていたのでありますけれども、その効果的の狙いは極めて漠としておる、それでこれの裏付といふものが今日はないということでありまして、譬へて見れば兒童に必要なやういふものを製作するところの一個の中核の理念によつて製作せしめるとか、或いは製作したものを利用せしめる機關を通じて適當にこれを利用せしめるとかいうふうの組織的のことが何ら出ていないのであります。殊にこの今度の修正の中に入つていませんけれども、福祉法の第五十二條に「これを養育することを目的とする乳兒院以外の乳兒院及び兒童厚生施設、こ

ういふものには補助が出ていないのであります。それで今度の修正には藝能、出版物、玩具、遊戯等を推薦してあります以上は、兒童厚生問題に一步を進められたものであると私は考へておる、一步を進められたものであるなれば、この本法にありますが、この五十二條の兒童厚生施設といふものを補助の必須の科目の中へこれは加はるべき

ものと思ふのであります。それが除外されておつて、遊園地は造つても造らなくてもよろしいという、この頭から除外されておるといふ性質は今度の修正案とは合致しないと思はれるのであります。その点に對しまして当局の御説明をお願いいたします。

○政府委員(小島徳雄君) 兒童厚生施設の重要なことにつきましても、これは当局におきましても十分考へておるものであります。現在の規定におきましては、府縣市町村といふものが、その地方公共の兒童の福祉のために自分の自力でそういう子供の施設を造るやうなことになるのであります。法令的には國家が義務としてこれに補助しなければならぬという規定はないのであります。御趣旨につきましまして、我々といひましては十分研究いたしまして、今度の修正案というものが、御承知の通りの緊急必要止むを得ざる限度の修正案でございまして、そういう問題につきましては御意見として十分我々として御承知いたしまして、將來大いに研究いたしてみたいと、かように考へております。

○中平常太郎君 只今の御説明では満ちたしませんが、少なうとも玩具、遊戯等を指導するところまで進められて、審議会の重要な審議目的になつてゐる以上は、兒童の厚生施設といふものは、これは法において二分の一の補助のある補助施設の方へ公然と加えられるべき修正があるのが當然であると思ふのであります。然る

にそれがなくして、金は出さん、市町村で勝手に捲えろというやうなことで、市町村の今日の財政は、そういうものが然々としてできる財政かどうか、考へてみたら分る、地方配付税は、七百五十億といつておつたのが、五百億に減殺され、地方の起債は抑制されておる、どこからどうして金が出ますか、國がこれを心配しないで誰が心配しますか、兒童の心配を誰がしますか、兒童は口が利けないから告げることができない、我々が代つて告げる、だから、こゝろいふうちに進化したこの修正案を出されるならば、それに相呼應して、本條におきまして必致條件の中に一項を加へなければならぬと思ふのであります。それに兒童福祉施設として母子寮とか或いは養育施設とか、いろいろ書いてありますが、そういうものの以外の厚生施設には金は出さない、こゝろ決められてゐるのは、さういふ今度の修正案と非常に矛盾があると思はれるのであります。だからこれは市町村でやつてもやらないでよいといふやうな考へでやられるといふことは、これは兒童福祉法に大事のポイントを、いわゆる点晴を欠いておると思ふのであります。これは意見に属することでございますので、質問の範圍を逸脱してゐるかも知れませんけれども、局長たる者は、もつとこの点において明らかな考へを持つて貰わなうといふと、我々が年がら年中いつ

もこんな状態で喧嘩しなければならぬといふことは実に残念なことであり

ます。もつと積極的に仕事をして貰わなうと困る、予算が取れないからといつて兒童厚生施設をやらないわけにはいかない、必ずこれは市町村にやらなければいけない、不良化防止のためにやらなければいけない、子供が汽車道とか道路というやうな、交通上その他危険なところで遊んでおりますが、中央に集團的な子供の遊び場等を造るならば補助してやろう、そういうのが國のなすべき使命じやないかと私は思ふのであります。この点につきましまして、いつまでもこんな状態で置かれる考へか、この点も少し明快な答弁を願ひます。

○政府委員(淺岡信夫君) 只今中平委員からの質問並びに御意見を拜聴いたしました。御尤もな御意見と思ひます。であります。今、國家財政の点から見て行きますと、當然なすべきことをなさなければならぬといふやうな点におきましても、例へば六・三制のやうな面から考へましても、甚だ遺憾に存じておるやうな次第でござい

ます。この厚生省の予算というやうな面につきましましては、厚生大臣にしましては、或いは私共政務次官にしましては、非常に力及ばなかつた点は、委員会の皆様に御了承頂きたいと思ひます。委員の御意見拜聴いたしまして、今後に善処いたしますといふことを申上げて一應御了解頂きたいと思ひます。

○山下鶴信君 先づきの質疑を続けさせて頂きたいのであります。次は第八

條の第六項ですが、改正案において児童福祉審議会は相互に緊密な連絡をとるようという一項が新たに入つておる、これは言うまでもなく都道府県と市町村の児童福祉審議会なども含めての緊密な相互連絡が要望されておると思ひますが、その中央児童福祉審議会或いは都道府県、市町村の児童福祉審議会との緊密な連絡はどういうふうに大体とらうという構想でありますか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(小島徳雄君) これは現在でも運用におきましてはできる限りこゝういふ精神によつてやつておるわけでありませう。例えて申しますならば、中央児童福祉審議会が審議した事項については、各府県の児童福祉委員会に成るべくその内容が、どういふものが中央において問題になつておるかということも連絡いたします。又府県におきまして審議したことにつきましては、こゝういふ問題でこゝういふことが審議されて、こゝういふ決定がされたというふうなことに、こゝういふ中央に報告するといふようなことで、現在でも成るべくこゝういふような趣旨でやつておるわけでありませうが、この法におきまして、明らかにこゝういふような規定を設けた方が適當と考えまして設けたのであります。

○山下義信君 一応説明を聞いておきます。次の第七項で、これは非常に問題があると思ひますが、中央児童福祉審議会と都道府県審議会とは「藝術、出版物、玩具、遊戯等を推薦し」とこれは分る、いいものを推薦するといふことは分ります。「それらを製作し、興行し、若しくは販賣する者等」に対して、必要な勧告をすることができるといふのは、どういふ勧告をしようという考えですか、この場合はどういふ勧告をするというのでありませうか、一つの例を採つてもお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 一つの例を申上げますれば、例えば児童に向かないうような映画につきましては、このものは児童に供覧することが適當でないというふうなことを勧告することもあり得る、こゝういふことでございませう。

○山下義信君 そうすると場合に、よつては興行の差止めとか製作の差止めとか販賣の差止めを勧告する、こゝういふことになるわけですね。

○政府委員(小島徳雄君) 行政官廳の権限でございませう。こゝういふ命令でございませう。ただ業者に対して勧告するといふ意味であります。

○山下義信君 次は第十三條ですが、第十三條の第二項に児童福祉司及び児童委員はその担当区域内のこれの、このことについては、「児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し」と云々といふふにありますが、ここに「妊娠婦」といふことが入れてあるわけでありませうが、この場合妊娠婦につきましては、児童相談所長に通知しなければならぬことになりませうか、これは一面には妊娠婦に關しましては、特に保健所長の方との連絡規定もあるわけなんです、ここに第二項には、児童相談所長が規定されてありますが、こゝういふ意味でありますか。

○政府委員(小島徳雄君) 児童福祉法においては、児童及び妊娠婦の心身の健康につきましての福祉を図る、つまり全般的であると思ひますが、従つて

当然妊娠婦に關する問題について必要な事項につきましてはそれ／＼市町村長と連絡をとる、かように考えておるわけでありませう。

○山下義信君 市町村長は分るのであります、府県、市町村を通じてといふのは、あれは知事に届けるのであります、妊娠したときには、こゝでは妊娠婦についても児童相談所の方へも通知しなければならぬ規定になつておるのであります、その二本建てにしますか、妊娠婦に關しては保健所の方への通知と相談所長への通知と、この本法によりまして二本建て通知しなければならぬ建前になつておるようですが、こゝういふ考えですか。

○政府委員(小島徳雄君) 保健所に出す場合と児童相談所に報告する場合につきましてはおのずから差異があると思ひます。保健所は御承知の通り妊娠婦の健康の問題につきましての医学的な問題につきまして相當な指導をする、この意味で母子手帳を出す場合は保健所を通ずるといふ規定が置かれておるわけでありませうが、こゝで言うのはそれ以外の福祉の問題で、問題があらうか。或いは妊娠婦に対して市町村からいろいろの物の配給があるとか、或いはこゝういふ施設に入ることのできない妊娠婦を入院させなければならぬといふような措置をしなければならぬといふような措置につきましては、こゝういふような措置につきましては保健所が持つわけではなくて、市町村長とか児童相談所長といふものは、こゝういふものにつきまして指導をしなければならぬ、こゝういふ意味です。こゝういふ意味におきまして当然報告しなければならぬといふわけでありませう。

○山下義信君 一応分りましたが、法文の上ではつきり分らん、これはどうせ細則か何かではつきりして置かなければならぬと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) この條文は、少年法では今度十四歳以下の犯罪少年やその他の犯罪少年を取扱うようになつておりますが、この第二十五條の場合に關連してあります、この十四歳以下の犯罪少年をどこへ收容するお考えですか、今度これから取扱う、まあ従来の教護院等で十分であるといふお考えでありますか、何かこゝういふふに犯罪少年や犯罪少年を置く本法において受取ることにいたしました以上、それらの施設についての計画とかいふようなものがありますか、どうですか。

○政府委員(小島徳雄君) この條文は今のうちに施設の整備といふものと非常に関係いたします。關係上、その施行の問題につきましては、機關の問題につきまして相當慎重を要するといふふうに我々も考えております。同時にこの問題につきまして我々といひましたし、すでに府縣に對しては、それ／＼の指示をいたしてあります、例えて申しますれば、現在の教護院に入つておる児童がすべて少年教護院に入れなければならぬ児童であるかどうかといふことにつきましては相當まだ疑問を持つておまして、従ひましてこゝういふ教護院でなくして済む児童につきましては、その外の養護施設に入れた方が適當な場合におきましては養護施設に廻す、こゝういふこゝういふな受入態勢につきましては、万全の措置をとるようになつておられます。尚又予算の許す限りにおきましては、この

問題につきましては本年度におきましても或る程度こゝういふ方面につきましての施設といふものを考えておるのであります。

○山下義信君 只今の教護院の現状では機能が漸薄してゐる、つまり経営體式とか運営體式も古く、相當改善の必要があると思ひますが、議論は止めて置きます。

第二十七條に關連して、今の犯罪少年等に関係したてであります、少年法の第十八條第二項の規定によつて、家庭裁判所から送致された少年に關しましては、児童相談所はその資質の鑑別につきましては、一向關係いたしませんか、法文によりまして關係がないことになつておられます、こゝういふことは決めておられます、關係させますか、させませんか。

○政府委員(小島徳雄君) これは鑑別は直接裁判所から送つた者については直接措置をする、こゝういふことに相成つております。

○山下義信君 犯罪少年や犯罪少年を或る程度まで児童福祉法關係で割こつといふ、まあ関係者の、法務關係者などにつきましては、こゝういふふに本法の改正がなりましたことは、恐らく児童福祉法によるところの児童相談所の機能といふものに相當信頼をせられ、私はこゝういふ措置もされたのだからと思ひ、それで児童相談所といふものが一向關係がないといふのでは筋が通らんと思ひます。それは措置の決定については、もう家庭裁判所の決定したことをそのままそれで用いることではないと思ひますが、資質の鑑別については児童相談所が何とかしなく

し 必要の報告をすることかできる」

り全般的であると思ひますか 従つて

ならんといふわけでありませう

予算の附予限りにおきましては、この

については児童相談所が何とかしなく

ちやならんのではないかと思ひるので
す。

○政府委員(小島徳雄) 裁判所の方
に出る問題は規定にもありませんよ
うに、強制力を発動するよう必要の
ある場合を予想しておるのでありま
して、従ひまして今の様な場合にお
きまして裁判所におきまして送られた
者につきましては、その問題に關する
限りにおきましてはこの裁判所の判定
によつて措置いたしたい、かように考
えております。

○山下義信 児童相談所は關係する
んですか、しないんですか、決めて置
かなければならん。

○政府委員(小島徳雄) 今の御意見
でございますが、只今申上げました
ように、その家庭裁判所から送られる
少年といふのは非常な強制力を発動
する必要がある様な場合におきまし
て、向うの方から相当の問題につき
まして、保護方法等につきまして一定
の指示をしてこちらの方へ送致され
る、こういうことになつておる關係
上、今の問題につきましては先程申し
た通りな方法によつてやりたい、かよ
うに考へております。

○山下義信 まだはつきりいたしま
せんが、時間を取りますから後に残し
て置きます。それから関連いたしまし
て第二十七條の二でありますが、児童
相談所で、児童の行動の自由を制限し
たり、その自由を奪うような強制的な
措置を必要としたときには家庭裁判
所へ送つて行き、そこで決定して貰
うことになつておる、この法文に「た
ま児童の行動の自由を」と、この規
定しておりますが、「たまたま」とい
ふ意味はどういう意味にこは解釈す

るんですか。

○政府委員(小島徳雄) これは「た
またま」といふ言葉は普通の用語のよ
うに、非常に例外的な場合を指してお
る、この場合もそういうふうな意味に
解しておるわけでありませう。

○山下義信 それで分りました。次
に第三十四條の九号であります「見
察が四親等内の児童である場合」の規
定であります。この場合に除外例を認
めるときに、「知事又は児童相談所長」
の承認で除外例を認めるようになつて
おる、これはどういふわけか「知事又
は児童相談所長の承認を得たものであ
る場合を除く」と二本建にした理由は
どういふわけですか。

○政府委員(小島徳雄) 相談所長の
方は普通の行政の実例のように知事に
権限を委任される場合があるのでござ
いまして、そういう場合は相談所長、
こういうことになるわけでありませう。

○山下義信 そうしますと知事は見
察相談所長の意見を聴かないで、知事
の権限で直ちに承認を与える場合もあ
る、こういうのですか。

○政府委員(小島徳雄) 知事が實際
の措置をする場合におきましては、相
談所長といふものは縣に相談する以
上、實際に知事の権限の発動といたし
ましては、そういうような機関の意見
を聴き、尊重してやるということに當
然な行政の建前である、こういうふう
に我々は解釈しております。

○山下義信 ただ知事の権限ででき
る、権限でできるから、権限があるか
らこゝろ書き立てたというだけでも容
許になりますか、これは一つの児童の
策を行つて行く一つの組織の上に、や
はり児童相談所を建てるなら建てるよ

うな建前が随所に一貫をしていないこ
とは、これは私は混乱を來すんじやな
いと思ひます。これは意見になりま
すから……、ちよつとこれは後返りし
まして八号の「正当な職業紹介の機
関以外の者が、営利を目的として、児童
の養育をあたふ施する行為」の制限事項
が規定してありますが、「正当な職業
紹介機関」といふのはこの際何を指し
ますか、これは公共職業安定所を恐ら
く指すんだらうと思ひますが、公共職業安
定所において特に児童のために正当な
職業を斡旋をするだけの、何か本法に
関連しての連絡といふんですか、今後の
運営の上においても交渉などができて
おりますか。

○政府委員(小島徳雄) 今の御意見
は御意見の通りでございます。職業
紹介所を指しておるのであります。そ
うしてその場合におきまして、児童の
みを特別に扱うようなことが現在でき
ておるかといふと、これは現在では特別
にその問題のみを取扱うといふふう
にできていないのであります。児童の
福祉の見地からいたしまして、できる
限りその精神に副うように協力して参
りたい、かように考へております。

○山下義信 この第三十四條の二
の、ここに國及び都道府縣のやります
児童福祉事業でもなく、又児童福祉法
に認めておるところの施設でもない、
それら以外のものが、児童福祉事業を
やろうといふ場合には届出をせしな
ければならんといふのは、この範圍は
何を指しておるのでありますか。

○政府委員(小島徳雄) 第一項で
ございますね。

○政府委員(小島徳雄) 第三十四條
○山下義信 そうです。

この第一項でございますね。

○山下義信 そうです。

○政府委員(小島徳雄) これは國及
び都道府縣以外のものでありますか
ら、すべて市町村その他私人、法人が
設置するものすべてをいつておるので
あります。

○山下義信 いや、それは分つてお
りますか、その下に括弧がありまして
ですね。

○政府委員(小島徳雄) 内容でござ
いますか。

○山下義信 そうです。

○政府委員(小島徳雄) それは政令
の方で大体書きたいと思つております
が、児童の相談の關係の施設でありま
すとか、或いは児童を宿泊させるよう
な施設でありますとか、或いは又児童
福祉施設に該当しないような厚生施
設、こういうものにつきまして、考へ
ておるのであります。

○山下義信 そうすると子供の遊び
場、そういうようなものも入ります
か。

○政府委員(小島徳雄) 例えて申し
ますれば、よく百貨店でやつておりま
す子供の遊び場といふ問題もありません
が、そういうものについても含むとい
うように考へております。

で、市町村のようなものが児童の福祉
施設を造るときには届出でなければな
らんといふことは逆のような感じが
いたしますが、この点はどうか。

○政府委員(小島徳雄) 御承知の通
り児童福祉施設といふものは、國家の
方におきまして相當の経費を負担し、
最低基準も設けて、或程度國家がその
施設につきましては総合的に補助を
し、又指導するといふことになつてお
ります。従ひましてそういうようなも
のにつきましては、児童の福祉のため
に相當の監督といふことが考えられて
おるのでございしますが、今の問題につ
きましては、これは一応届出制度にな
つておりますけれども、運営について、
よろしくない場合において始めて発言
するといふことになつております。

○山下義信 幾分か分りました。そ
の第三十五條の三項に、都道府縣の兒
童福祉審議会の意見を聞いて、知事さ
んが市町村に設置を命ずることになつ
ておりますが、これは現行法にもある
わけですが、これは現在そういうこと
の命令をしたことの実績があります
か、本法施行以來……。

○政府委員(小島徳雄) 實際問題と
して発動した場合はないのであります
が、結局そういう規定があることによ
つて発動しなくとも、その目的を達し
得る、こういうふうな實際問題の運用
はなされておるというように考へてお
ります。

○山下義信 いや、實際は発動しな
くともというより、できてはいないで
しょう。むしろ大いに発動して報告を
する必要が現狀においてあるのではな
いかと思ひますが、これは意見の相違
でありますから止めます。その次に、

は一つだけ質問して頂きます。質問は後戻りすると思ひますが、いかがおしい出版物、映画などについては勧告をすると思ひましたが、勧告ぐらゐで徹底いたしますかどうか、今まで幾多の諸法令が一向成績が華がらんといふことは、法律ができれば利己主義者がその利己主義を發揮してそれを逃れることを研究するようになるので、この勧告をもつと強い意味に現わされることはできませんでしようか、どうですか。

○政府委員(小島徳雄君) そういふような御意見というものはたび／＼我々は拜聴いたすのであります。もつと徹底的に、悪いのがあるから取締つたらどうかという御意見はよく拜聴いたすのであります。現在の民主國家日本といひましてはできる限り民主主義の方法によつてやるのが適當であるといふ考えをしております。その意味におきまして児童福祉審議會は官民合同の委員会でございまして、そういう意味におきまして委員が勧告するといふ程度であります。

○井上なつ美君 質問を承つておられますので重複をいたすかも知れませんが、けれども、一つお願いいたして置きます。九條に、児童福祉審議會に臨時委員を置くことができる。きつとこれまでの経験でこの臨時委員が必要になつたのだらうと思ひますが、きつとこれでも、この臨時委員は審議會の構成の中にあるのでございまして、審議會を構成するのでございまして、どういふような種類の審議會ができるのでありましようか、その人員はどのくらい探しておつてもよろしいか、それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 児童福祉審議會はいろいろ／＼な面におきまして活動いたすのであります。従ひまして臨時委員の數もその仕事の内容によつて或いは増減をするといふふうに考えております。例へて申しますれば、不良化防止の問題が非常に大きな問題でありまして、これはひとり民間においてばかりでなく、官庁の方でも、警察、法務庁、文部省、関係方面一緒になつてこの問題をやらなければならぬ、そういう意味で関係方面の臨時委員も入つて来ますし、又副食の給食といふことが決定いたしましたれば、副食の給食といふものを児童福祉審議會の部外としてやつて行く、そういう場合は給食関係の人達も入つて来る、そういうわけで仕事の内容によつてそれ／＼増減する、こういうふうになつていきたいと思います。

○井上なつ美君 それから四十三條でございまして、官庁の児童施設は何ヶ所くらゐ、今おつしやいました定員三十名くらゐでございまして、それが、それを何つて置きたい、官庁の児童施設がなんぼ、お児童施設がなんぼでありますか、この施設が何ヶ所くらゐでございまして、その入所の人員はどのくらい見通しがあるか、それから職業輔導、どういふような職業輔導をなさいますか、そのことをちよつと何つて置きたい、独立の生計を立てるようになつて職業輔導をなさると思ひますが、どういふ職業輔導をなさるのからちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 官庁の児童施設につきましては、先程山下議員からもお話がありましたが、現在におきましては殆んど施設がないと思つていいくらいであります。この問題につきましては將來大にこの問題について考えなければならぬ問題であると思ひまして、それから……

○井上なつ美君 職業輔導でございまして、独立の自活に必要な指導をするこゝとを目的として、教育をなさるのめいやないかと思ひますが、それはどういふ職業輔導をなさるのですか。

○政府委員(小島徳雄君) 官庁の児童施設の施設におきましては、他の指導といふものが重要であることは、當然その性質から考へておるのであります。現在、現在の福祉施設の中におきましては、夙にその問題につきましては、主として職業輔導といふ面から相當強くこれを主張する、こういうふうな實際も指導されておりますし、將來できる場合には、そういう点に重点を置いて指導して行きたいと思ひております。

○井上なつ美君 自宅に收容する児童は届出がございまして、現在乳児院だとか、主に乳児院でございまして、あつたところの児童の福祉について、どういふふうになつておりますか、乳児院等で拾子の哺育をしておるところがある、あつたところの届出は、普通の患者としての取扱ひは受けておられないか、児童局の方で一括してお調べになつておりますか。

○政府委員(小島徳雄君) 今度は他人の乳児でも、幼児でも預る者は乳児にければならぬ、今回の改正案に出されておるこの規定によつて、すべてそういう他人の乳児を預る場合には、届出が必要であります。

○委員(塚本重蔵君) 速記を止め。午後一時三十分速記中止

○委員(塚本重蔵君) 速記を始めて。午後一時三十分速記中止

○委員(塚本重蔵君) 速記を始めて。午後一時三十分速記中止

○委員(塚本重蔵君) 速記を始めて。午後一時三十分速記中止

○委員(塚本重蔵君) 速記を始めて。午後一時三十分速記中止

○委員(塚本重蔵君) 速記を始めて。午後一時三十分速記中止

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、國立病院に特別会計制実施反対に關する請願(第九百五十八号)
一、國立病院に特別会計制実施反対に關する請願(第九百五十九号)
一、乳児院、託児所増設等に關する請願(第九百六十号)
一、未亡人の保護対策促進に關する請願(第九百六十二号)
一、健康保険法及び生活保護法による診療報酬支拂促進等に關する請願(第九百八十五号)
一、國立病院に特別会計制実施反対に關する請願(第九百号)

一、國民健康保險法中一部改正等に關する請願(第九百一十号)
一、青函連絡船船務改善方法改善に關する請願(第九百一十三号)
一、廣島縣下の児童福祉施設費國庫補助に關する請願(第九百一十二号)
一、厚生省業務局存置に關する請願(第九百二十五号)
一、神戸市の多井煙草所施設市營復元に關する請願(第九百三十一号)
一、児童福祉法中一部改正に關する請願(第九百三十三号)
一、健康保險法及び生活保護法による診療報酬支拂促進に關する請願(第九百三十七号)

政府委員
厚生事務官 淺岡 信夫君
(兒童局長) 小島 徳雄君
竹中 七郎君
井上なつ美君
小杉 伊子君
櫻井眞六郎君

おつもりでしょうか、それを承わたり
からもお話がありました、現在にお
が必要であります。

中山 壽彦君

(第千三百七号)

一、厚生省予防局存置に関する請願
(第千四百一十一号)

一、国立病院に特別会計制実施反対
の請願(二通)(第千四百二十二号)

一、衆等の輸入に関する請願(第千
五百七十七号)

一、徳島、屋久島間一帯を国立公園
に指定の陳情(第百七十一号)

一、朝鮮人傷死者の厚生対策に関す
る陳情(第百八十九号)

第九百五十八号 昭和二十四年四月
二十八日受理
国立病院に特別会計制実施反対に關す
る請願

請願者 神奈川縣高座郡座間町
入谷二、〇八九 一杉壽治
紹介議員 波多野 鼎君

国立病院は従来生活困窮者、一般勤勞
者の医療機関としてその使命を達成し
てきたのであるが、政府は今国会に國
立病院特別会計法案を提出されている
が、若しこの制度が実施されると国立
病院は一般大衆の機関としての機能を
失つて營利事業化し、國民生活を極度
の窮地に陥し入れる虞があるから、國
民大衆の唯一の医療機関としてその社
会性の保持と社会保障制の確立のため
に、国立病院の特別会計制に反対す
るとともに国立病院特別会計法案を撤
回せられたいとの請願。

第九百五十九号 昭和二十四年四月
二十八日受理
国立病院に特別会計制実施反対に關す
る請願

請願者 京都市上京区紫野北府
岡町四一 小池彦市外一万一千
九百五十八名

第九部 厚生委員会會議録第二十三号 昭和二十四年五月十四日【參議院】

紹介議員 谷口彌三郎君
この請願の趣旨は、第九百五十八号と
同じである。

第九百六十号 昭和二十四年四月二
十八日受理
乳児院、託児所増設等に関する請願

請願者 兵庫縣芦屋市三條南町
八五 山本周子外百三十五名
紹介議員 河崎 ナツ君 赤松
常子君

経済生活の貧困化は、婦人も職場に働
く必要に迫まられているから、乳幼児
を長時間にわたつて預る託児所、乳児
院を増設しその充実を図るために、進
歩的な母の養成に努めるとともに、進
歩的な改善を計られたいとの請願。

第九百六十二号 昭和二十四年四月
二十八日受理
未亡人の保護対策促進に関する請願

請願者 兵庫縣芦屋市三條南町
八五 山本周子外七十七名
紹介議員 河崎 ナツ君 赤松
常子君

社会情勢の窮迫に伴い、戦争未亡人の
生活苦はいよいよ深刻となり、生きん
がために賣笑婦に墮落するものも多
い。文化國家を再建するために、(一)
広範にわたる職業指導を行うこと、
(二)生活保護額を上げること、(三)共
同住宅を増設すること、(四)社会的施
設を増加すること、等の施策を講ぜら
れたいとの請願。

第九百八十五号 昭和二十四年四月
三十日受理
健康保険法及び生活保護法による診療

報酬支拂促進等に関する請願
請願者 東京都港区芝愛宕町二
ノ一〇五東京慈恵医院大附属病院
内 内桶澤

國民生活の窮乏に伴い、健康保険利用
者は激増の一途をたどっているが病院
経営を左右するこの保険支拂が遅れる
ため、開業医師に重大な脅威を与えて
いるので、(一)健康保険及び生活保護
法による診療報酬の支拂を請求当月拂
とすること、(二)一、二、三ヶ月を即
時支拂うこと、(三)健康保険及び生活
保護法による診療報酬については税金
を免除すること等の措置を採られたい
との請願。

第九百八十二号 昭和二十四年四月三十日受
理
国立病院に特別会計制実施反対の請願

請願者 富山市緑曲輪一九五富
山縣燃料販賣株式會社取締役社
長 中村長次郎外二名
紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第九百五十八号と
同じである。

第九百八十二号 昭和二十四年四月三十日
受理
國民健康保険法中一部改正等に関する
請願

請願者 佐賀縣杵島郡白石町長
藤上次郎外十一名
紹介議員 今泉 政喜君

社会保障制度の確立は、憲法第二十五
條の趣旨を実現するため緊急な施策で
あり、このために最も重要なことは國
民健康保険制度の強化拡充である。し
かして、國民の医療難が益々深刻化の

一途にある現在において、國民大衆に
現代医療の均等な機会を与えるため、
國民健康保険法の一部を改正されて、
(一)國民健康保険制度の強化、(二)國
及び都道府縣市町村の負担割合の合理
的改正、(三)國民健康保険都道府縣連
合會の事務費に対する負担金の交付、
(四)改正法案第四十六條の條件緩和等
について必要な措置を採られたいとの
請願。

第九百八十三号 昭和二十四年五月四日
受理
青函連絡船検査証明方法改善に關す
る請願

請願者 北海道旭川市本町三
木下禮二
紹介議員 木下 源吾君 大野
幸一君

青函連絡船客に対し、防疫施行後その
証明方法として人体にスタンツを押す
ことは、はなはだしく人權を無視する
ものであり、人格の尊嚴を害するもの
と思慮せられるから、その方法を証明
書交付の方法に改善せられたいとの請
願。

第九百八十二号 昭和二十四年五月六
日受理
廣島縣下の兒童福祉施設費國庫補助に
關する請願

請願者 廣島縣内廣島縣兒童
福祉委員會内 陰山 裕
紹介議員 山下 義信君

廣島縣下の兒童福祉施設の要收容兒と
現在施設との間隔がはなはだしいの
で、縣下各地に各種施設の設置が計画
されているから、実施に當り國庫の補
助を図られたいとの請願。

第九百八十五号 昭和二十四年五月六
日受理
厚生省藥務局存置に関する請願

請願者 横濱市鶴見区鶴見町
一、三五二協和化學工業株式會
社神奈川縣製藥協會内 中井利
正
紹介議員 紅霞 みつ君

國民体位の向上、疾病に対する予防並
びに治療、それに要する医薬品の製造
及び配給監督等の充實強化が必要で
あるとき、行政機構刷新の一環として
厚生省藥務局の廃止せられることは遺
憾にたえないから、從來通りこれを存
置せられたいとの請願。

第九百八十一号 昭和二十四年五月六
日受理
神戸市の多井畑療養所施設市營復元に
關する請願

請願者 兵庫縣神戸市議會議長
木原仙松
紹介議員 小畑 哲夫君

神戸市所在の多井畑療養所の施設は、
その出資條件に従い医療團の解散によ
り、当然神戸市に還付されるべきもの
である。しかし、政府は今回結核對
策の國策を完遂するため、土地建物そ
の他の施設を國において買収し、更に
昭和三十年まで國營とする旨を明らか
にされたのであるが、昭和三十年度後
における施設の帰屬如何の点に不安が
あるから、還付價格は政府買上代金と
同額とするか又は政府買上は無償とする
とともに還付の際もまた無償とする
との何れかの條件により、昭和三十年
度にそれぞれの出資者に還付すること
を明確にせられたいとの請願。

第九部 厚生委員会會議錄第二十三号 昭和二十四年五月十四日【參議院】

第十三十三号 昭和二十四年五月六日受理

兒童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府大阪府児童課内
京都府大阪府兵庫縣連合地方児童福祉委員会内 居川喜太郎

紹介議員 塚本 重蔵君

兒童福祉法は実施以來漸々実績を収めているが、地方児童福祉委員会の任務は重要であるのに、権限は至つて微弱で、單に都道府縣知事の諮問機關に過ぎず、委員会設置の目的に副わない現状であるから、委員会の法的権限を拡大強化され、充分に機能が發揮できるように關係法令を改正され、同時に専任書記の設置について、國庫の補助をせられたいとの請願。

第十三十七号 昭和二十四年五月六日受理

健康保険法及び生活保護法による診療報酬支拂促進に関する請願

請願者 横浜市南区上大岡町三

〇三朝倉病院内 朝倉了外十名
紹介議員 塚本 重蔵君 中西 功君

この請願の趣旨は、第九百八十五号と同じである。

第十四十一号 昭和二十四年五月六日受理

厚生省予防局在置に関する請願

請願者 東京都港区芝白金台町

一厚生省職員組合内 宮崎眞雄
紹介議員 塚本 重蔵君

厚生省予防局は總司令部指導の下に強化拡充され、終戦後激増した急性傳染病、結核、性病等の予防に大なる成果を挙げた。しかるに、今回の行政

整理に當つて予防局を廃止するのとことであるが、これは衛生行政をい縮させ、ひいては國民大衆の負担を増大し、憲法第二十五條の精神にも反するから、予防局の特殊な使命にかんがみ、同局を存置せられたいとの請願。

第十四十二号 昭和二十四年五月六日受理

國立病院に特別會計制實施反対の請願

請願者 大分市國立大分病院内
後藤十郎外九十三名
紹介議員 安部 定君

國立病院は從來生活困難者、一般勤勞者の医療機關としてその使命を達成してきたのであるが、今回國立病院に特別會計制が實施されんとしている。若しこの制度が實施されると國立病院は一般大衆の機關としての機能を失つて営利事業化し、國民生活を極度の窮地に陥し入れる虞があるから、國民大衆の唯一の医療機關としてその社会性の保持と社会保障の確立のために、國立病院の特別會計制に反対するとの請願。

第十五十七号 昭和二十四年五月十日受理

衆等の輸入に関する請願

請願者 東京都台東区谷中初音

町四ノ一五 大畑敬樹外一名
紹介議員 岡部 常君 宇都宮 登君 岡元 義人君

東京都台東区子供議會では、兒童の社会科の勉強のため、名古屋市の動物園から衆を借りて、東京を始め東日本の

子供に見せたいと思ひ、代表を名古屋に派遣し、關係方面に懇請しているが、衆が老齡のため、輸送困難の状況でその實現が不可能であるから、アメリカから衆を始めその他の珍しい動物を輸入できるよう、適當な措置をとられたいとの請願。

第三百七十一号 昭和二十四年四月二十八日受理

櫻島、屋久島間一帯を國立公園に指定の陳情

陳情者 鹿児島市薩内鹿児島縣
市町村議會議長會内 島中三次郎

鹿児島縣の櫻島より南方屋久島に至る一帯は、本部の最南端に位置する唯一の亜熱帯として特異な氣候に恵まれ、明びな風光はすでに内外の一部の人々に知られているが、近時観光國策が叫ばれるに及んで、同地方の詳細なる調査の結果國立公園としての各種の條件を具備していることが明らかになつたから、櫻島、屋久島間一帯を國立公園として指定せられたいとの陳情。

第三百八十九号 昭和二十四年五月二日受理

朝鮮人傷い者の厚生対策等に関する陳情

陳情者 東京都板橋区板橋町六ノ三四〇五在日本朝鮮人傷い者
厚生協會内 李穆壁外五十九名

戦争にかり立てられて傷いの身となつた朝鮮人に対し、(一)身体障害に対する保償金として一人に付百円、生活保償金として同じく百円を支出すること、(二)厚生養老金及及び厚生養金の支出、在外財産の支拂、恩給一時

内拂金を支給すること等につき考慮されたいとの陳情。

五月十三日本委員会に左の事件を付託された。
一、社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十二日)

昭和二十四年五月三十一日印刷

昭和二十四年六月一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局